

豊中市地域自治推進条例

各条文の説明



平成 24 年（2012 年）11 月

豊中市

目 次

■地域自治推進条例制定の取組み	3
1 制定の目的	3
2 制定の経過	3
3 地域自治を推進するための仕組み	4
■各条文の説明	6
第1条 目的	6
第2条 定義	6
第3条 基本理念	8
第4条 地域自治の原則	9
第5条 地域住民の責務	12
第6条 市の責務	12
第7条 第1項(地域自治組織の認定の要件)	13
第1項第1号(地域自治組織の形成過程)	14
第1項第2号(地域自治組織の範囲)	15
第1項第3号(地域自治組織の活動)	16
第1項第4号(地域自治組織の規約)	17
第1項第5号(市規則で定める基準)	18
第2項(認定の申込み)	18
第3項(認定の可否の通知)	19
第4項(地域自治組織の範囲)	19
第5項(認定の変更の届出)	20
第6項(認定の取消)	21
第8条 市の支援	22
第9条 地域づくり活動計画	24
第10条 パートナーシップ会議等	25
第11条 活動報告等	27
第12条 推進体制の整備等	28
第13条 施策の実施状況の評価等	29
第14条 委任	29
附 則	30
■参考資料	31
○豊中市地域自治推進条例	31
○豊中市地域自治推進条例施行規則	33
○地域自治組織等の活動に要する経費の一部助成実施要綱	34
○地域自治組織の認定にあたり市が確認する事項	38

地域自治推進条例制定の取組み



1 制定の目的

多様化、複雑化する地域の課題は、地域のことをよく知る住民が、地域の特性に応じて主体的に取り組み、行政がその取組みを支援することにより、より良い解決を図ることができます（＝地域自治の考え方）。豊中市では、教育や福祉、防犯などさまざまな分野で、地域の皆さんによる地道な活動が展開され、住みよい地域づくりを支えてきました。

しかし、近年、高齢化や地域に関心を持つ人の減少などにより、地域の間関係が希薄化し、活動への参加者が少なくなってきました。今後、少子高齢化がさらに進み、人口は減少していきます。日ごろの見守りや災害への備えなど、身近な地域での支え合いを維持していくためには、より多くの人や団体が参加し、つながりを持って取り組むことが大切です。

豊中市地域自治推進条例は、地域と市それぞれの仕組みを整えることにより、地域自治の発展に寄与することを目的としています。豊中の市民力、地域力を総合的につなぎ、より効果的に発揮できるようにすることで、地域と市が協力・連携してより良い地域づくりを進めます。



2 制定の経過

平成 19 年（2007 年）4 月に施行した豊中市自治基本条例（5 ページ参照）で、前述の地域自治の考え方を示した本市は、市民力、地域力が発揮できる環境を整えて地域コミュニティを活性化し、それを基礎にした地域自治を実現していくために、平成 21 年（2009 年）に「豊中市コミュニティ基本方針」を策定。引き続き、取組みを推進するための仕組み（地域自治システム）を検討し、フィールド調査や意見交換会を経て、地域自治組織や市の支援制度、市の体制についての考え方をまとめました。

平成 23 年度（2011 年度）には、モデル地域で地域コミュニティの活性化や地域自治組織の形成に向けた取組みを試行し、その結果を踏まえた豊中市地域自治推進条例を平成 24 年（2012 年）3 月に制定。中核市「豊中」のスタートに合わせた同年 4 月、同条例を施行し、豊中スタイルの地域自治システムを創設しました。

平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
<p>自治基本条例の施行</p> <p>市民主権の理念のもと、地域の課題解決の取組みは、地域の特性に応じて市民・事業者が主体的に担い、市は必要な施策を行うこと（＝地域自治の考え方）を定める。</p>	<p>コミュニティ基本方針の策定</p> <p>自治基本条例に定める地域自治を実現していくために、五つの理念に基づく地域コミュニティの将来像と、これからの取組みの方向を示した。</p>	<p>地域自治システムの調査検討</p> <p>制度的枠組みを検討。</p>	<p>地域フィールドワーク</p> <p>2 小学校区で実施。</p>	<p>モデル事業</p> <p>地域自治組織形成に向けた取組み支援を 2 小学校区で実施。</p>
		<p>市民意見交換会</p>	<p>制度設計</p> <p>支援制度や法的根拠の整備など。</p>	

3 地域自治を推進するための仕組み

地域自治システムは、これまでの地域の各種団体と市の各部局の分野別の関係に加え、地域と市が協働で地域課題の解決に総合的に取り組むための関係をつくるものです。

地域では、おおむね小学校区を範囲に、住民や団体が知恵や力を持ち寄って課題を解決していく寄り合いの仕組みをつくり、地域全体で取り組む必要のある課題や各団体に共通する課題に対応できるようにします。また、誰もが参加して地域のことについて話し合う場(ラウンドテーブル)をつくります。

他方で、市は、各部局が情報共有、協力・連携して地域の課題に総合的に対応するための体制を整えます。また、地域と行政をつなぐ窓口となる職員を配置。全市一斉一律ではなく、地域の特色を生かした、それぞれの地域ならではの取組みを促進し、地域自治の実現をめざします。

豊中スタイルの地域自治システム

基本的な考え方

目的

- 地域の住民、団体および市が、相互に連携・協働して地域づくりに取り組むために必要な仕組みを整備する。
- これにより、自治基本条例に規定する「地域自治」の推進を図り、地域自治を発展させる。

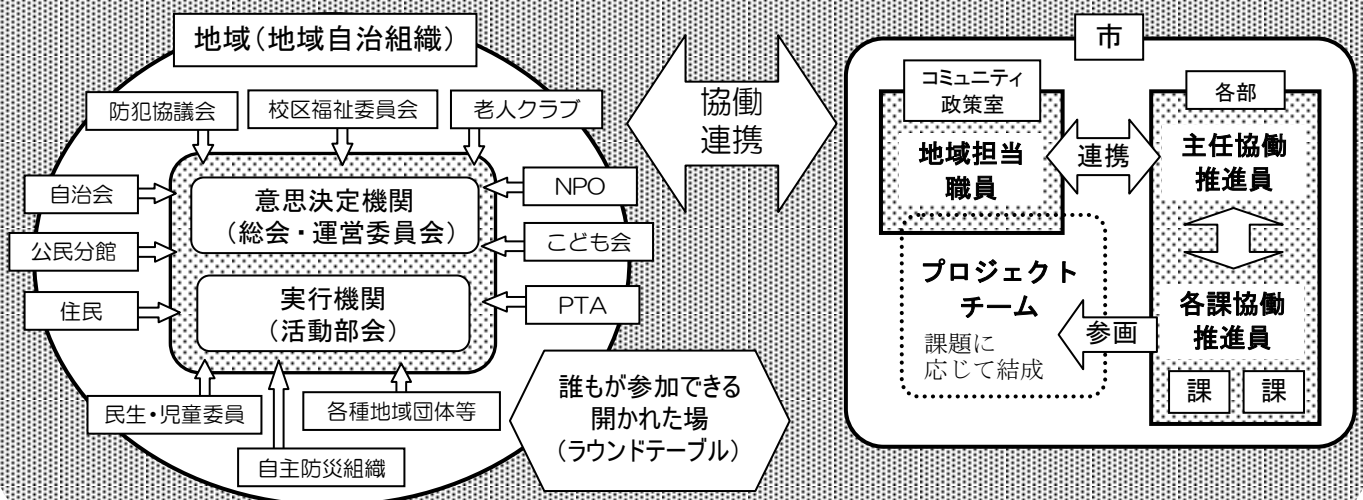
豊中スタイル（基本理念）

- 地域住民が主体となって取り組み、地域コミュニティを活性化すること。
- 地域自治組織の形成・活動を通じて地域自治の仕組みを継承・発展できるように、段階的に取組みが進められること。

地域自治の原則

- 自主性の尊重と対等の原則
- 民主性の原則
- 地域資源尊重の原則
- 補完性の原則
- 情報共有・参画・協働の原則

地域自治システムの全体像



【参考】豊中市自治基本条例（平成19年豊中市条例第4号）抜粋

（前文）

私たちは、今日に至るまで互いに協力し、話し合いを積み重ねながら、困難を乗り越え、夢をかたちにするために、地域に根ざし、さらには地域を越えて、教育や福祉、環境をはじめ、様々な分野における自治の充実を図ってきました。

そして今、自ら課題に取り組む市民が、新たな公共の担い手として、お互いに、また事業者や市と連携して取組を広げながら豊中の自治の力を高めようと努めています。

また、それぞれの自治体には、地方自治制度の大きな改革の流れの中で、憲法の掲げる地方自治の本旨の実現に向けて、独自の創意工夫により自己決定、自己責任による自治を充実させていくことが求められています。

私たちは、年齢や性別、国籍などの違いを問わず、多様な個性を持った人々がお互いの人権を尊重しながら、平和に共存・共生する持続可能な地域社会を築いていくために、一人ひとりが持てる力を十分に発揮していきたいと考えます。

こうした認識に立って、私たちは、

自分の住むまちに関心を持ち、

まちの課題を自らの課題として受け止め、

情報を共有し、

お互いを尊重しながら話し合いを積み重ね、

よって、まちの課題に対して、

より良い解決方法を見つけ出し、

責任を持って実行していく

ことを旨として行動することを決意します。

ここに私たちは、市民主体のまちづくりを進めることにより、市民自治を発展させ、次の世代に伝えていくため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、市民主権の理念にのっとり、自治の基本原則及び自治の主体のあり方を明らかにするとともに、その主体間における参画と協働の原則を定めることにより、自己決定、自己責任による自治の運営を実現し、もって自立した豊かな地域社会の創造に資することを目的とする。

（自治の基本原則）

第2条 自治は、次に掲げる基本原則に即して推進されなければならない。

(1) 情報共有の原則 市民、事業者及び市は、市政に関する情報を共有すること。

(2) 参画の原則 市民及び事業者の参画の下で市政が行われること。

(3) 協働の原則 市民、事業者及び市は、互いを理解し、尊重し、対等な立場で連携して課題に取り組むこと。

2 地域の課題は、地域の特性に応じて市民及び事業者が解決に向けた取組を担うとともに、市がその取組に必要な施策を実施することにより解決を図るものとする。

（地域自治）

第12条 市民及び事業者は、地域における自治を推進するための組織（以下この条において「地域自治組織」という。）を自主的に形成することができる。

2 地域自治組織は、地域の安全、教育、福祉、環境その他の課題について協議し、その結果を踏まえ、協力、連携及び相互支援を図りながら解決に向けて取り組み、地域自治の発展に寄与するよう努めるものとする。

3 市は、地域自治組織の形成及び活動を支援するため、地域における人材の育成、助成、情報の提供その他必要な措置を講じなければならない。

4 市は、施策の決定及び実施に当たっては、関係する地域自治組織の意思を反映するため、必要な措置を講じなければならない。

各条文の説明

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、豊中市自治基本条例（平成19年豊中市条例第4号）第12条第1項に規定する地域自治組織の形成及び活動に関し必要な事項を定めるとともに、その他地域自治に関する事項を定めることにより、地域自治の推進を図り、もって地域自治の発展に寄与することを目的とする。

【説明】

豊中市地域自治推進条例の制定の目的を定めています。

この条例は、豊中市自治基本条例第12条第1項(5ページ参照)に規定する地域自治組織の形成と活動に関する事項をはじめ、地域自治に関する事項を定めています。これによって、地域自治の推進を図り、地域自治の発展に寄与することを目的とします。

市は、条例制定により、地域自治を安定的・継続的に推進し、地域のみなさんと共に、住んで良かった、これからも住み続けたいと思える地域づくりをめざしています。

○ 「地域自治」

この条例では、地域自治とは、地域で生じた問題や地域の将来のことなど、地域に関することを、住民やさまざまな団体が話し合い、決定し、実行していくことを言います。地域のことは、その地域に住む人たちが一番よく知っていますから、地域の人たちが地域の特性に応じて課題解決に取り組むことができる仕組みを整えることで、全市一律ではなく、その地域に合った方法で地域づくりを進められます。

第2条 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域自治組織 豊中市自治基本条例第12条第1項に規定する地域自治組織をいう。
- (2) 地域コミュニティ 日々の生活の営み又はコミュニケーションを通じて形成される人々のつながりをいう。
- (3) 地域住民 次に掲げるものをいう。
 - ア その地域内に居住する者
 - イ その地域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ その地域内で活動する個人及び法人その他の団体
 - エ その地域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - オ その地域内に存する学校等に在学等する者

【説明】

豊中市地域自治推進条例で使用する用語の意味を定めています。

(1) 地域自治組織

豊中市自治基本条例第12条第1項(5ページ参照)に規定する地域自治組織を言います。

自治基本条例では、地域自治組織とは、地域における自治を推進するための組織であって、市民および事業者が自主的に形成できること。また、地域自治組織は、「地域の安全、教育、福祉、環境その他の課題について協議し、その結果を踏まえ、協力、連携および相互支援を図りながら解決に向けて取り組み、地域自治の発展に寄与するよう努める」ことが定められています。

(2) 地域コミュニティ

日常生活やコミュニケーションを通じて形成される人々のつながりを言います。

一般に、「コミュニティ」とは、生活圏域を共通にすることにより地域住民であるという意識をゆるやかに共有する人びとによって、日々の生活の営みやコミュニケーションを通しておのずとつくりあげられる人びとのつながりのことを言います。しかし、最近では、同好のグループや電子空間においてテーマを同じくする人が集うグループも「コミュニティ」と呼ぶことがあるため、この条例では、それらとの混同を避けるために、「地域コミュニティ」と表現しています。

(3) 地域住民

次のアからオに掲げる人や団体を言います。

- ア その地域内に居住する人。
- イ その地域内に事務所や事業所を持つ個人、法人やその他の団体。たとえば、商店や営業所、工場など、その地域で事業を営む人や団体が該当します。
- ウ その地域内で活動する個人、法人や任意の団体。たとえば、地域団体やNPO等、また、その団体や法人の一員として活動している人などが該当します。
- エ その地域内にある事務所または事業所に勤務する人。
- オ その地域内にある学校等（小・中学校、幼稚園、保育所、専門学校、大学など）に通っている人。

住民だけでなく、その地域にかかわりを持つさまざまな人や団体が知恵を持ち寄り、力を合わせて取り組んでいくことが、地域の課題の解決を促進し、より良い地域づくりにつながります。特に防災面では、昼間に地域にいる学生や企業の社員との情報共有・連携が望まれます。

このため、この条例では、住民とその地域に関わりのある人・団体を含めて「地域住民」と定義し、地域自治を推進する主体の一つとしています。

なお、その地域内に居住する人のみをさす場合は、「住民」という表現を用いています。

【参考】地域で活動する団体

各条文の説明の中で用いている用語の意味は次のとおりです。

- 地域団体＝主にその地域の住民で構成され、その地域の住民を対象に活動する団体。
- NPO＝民間非営利組織(法人格の有無は問わない)。小学校区等の地域の範囲を超えて活動する団体も多い。

第3条 基本理念

(基本理念)

第3条 地域自治は、地域住民による活発な地域コミュニティの活動を基礎として成り立つものであることにかんがみ、地域住民及び市が、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 地域住民が主体となって地域コミュニティを活性化することができるよう配慮すること。
- (2) 地域自治組織の形成及び活動を通じて、地域自治の仕組みを継承し、及び発展させることができるよう段階的に取り組むこと。

【説明】

地域自治を推進していくときの基本理念(根本的な考え方)を定めています。

地域のことを話し合い、決めたことを皆で実行していく地域自治の取り組みは、地域コミュニティの活動(日ごろの地域の人や団体のつながりによる活動)があつてこそ成り立つものです。このため、「地域住民の主体性」と「段階的な取り組み」の2点を地域自治推進の基本的な考え方としています。これが、本市の地域自治推進の特徴、“豊中スタイル”です。地域の多様な立場の住民や団体が自主的に参加し、議論を深め、結論を導き出して、目標の実現に取り組んでいく過程が、即ち地域自治であり、本市では、この基本を重視すべきであると考えています。

地域住民が、地域自治の考え方や取り組みの必要性についての理解を深め、「やってみよう」と自ら取り組むことが、地域コミュニティの活性化や地域自治の持続的発展につながっていきます。市は、全市一斉に一律の進め方で地域自治を推進するのではなく、それぞれの地域に合った進め方を地域の皆さんと一緒に考え、地域の状況に応じた支援を行いながら、進めていきます。

(1) 地域住民の主体性

地域住民も市も、地域住民が主体となって自主的に地域のつながりをつくり、地域コミュニティを活性化していくことができるよう配慮することを基本理念とします。

○ 「地域コミュニティを活性化」

平成21年(2009年)3月に策定した「豊中市コミュニティ基本方針」において、地域コミュニティ活性化の取り組みの方向を示しています。

(2) 段階的な取り組み

地域住民も市も、地域自治組織の形成や活動を通じて、それぞれの地域における自治の仕組みを継承し、発展させていくことができるよう、段階的に取り組むことを基本理念とします。

○ 「地域自治の仕組みを継承し、及び発展させる」

地域自治を推進していくにあたっては、既存の仕組みを継承しつつ、必要な改善や新たな取り組みを加えながら、その地域に合った仕組みを整えていくことが大切であるという考え方です。

すでに地域では、さまざまな団体が目的に応じて地域づくりに取り組んでいます。こうした取り組みの蓄積や地域の特性を考慮することなく、新たに全市一律の地域自治の仕組みを導入しても、より良い地域づくりにはつながりません。

第4条 地域自治の原則

(地域自治の原則)

第4条 地域自治は、次に掲げる原則に即して推進されるものとする。

- (1) 自主性の尊重と対等の原則 一人ひとりが地域のことを自ら考え、行動することを尊重するとともに、地域住民が互いに対等な立場で取り組むこと。
- (2) 民主性の原則 民主的に定められた規約等にとっとり、民主的な手続により取り組むこと。
- (3) 地域資源尊重の原則 地域の歴史、文化、景観、活動その他の地域の資源を尊重し、当該地域の特性に応じて取り組むこと。
- (4) 補完性の原則 地域住民が協力、連携及び相互支援を図りながら地域の課題の解決に向けた取組を行うとともに、市がその取組に必要な施策を実施すること。
- (5) 情報共有・参画・協働の原則 地域に関する情報を共有し、可能な限り幅広い地域住民の参画を得て、協働により取り組むこと。

【説明】

地域自治を推進していくときの原則を定めています。

これらの原則は、「豊中市コミュニティ基本方針」(平成21年3月)で示しているように、多様な人びとで構成されている地域コミュニティにおいて、異なる生活習慣や考え方を持つ人たちが共存するための作法として必要なものです。

(1) 自主性の尊重と対等の原則

一人ひとりが地域のことを自ら考え、行動することを尊重し、地域住民が互いに対等な立場で取り組むことを原則とします。

地域住民は、その属性(たとえば、古くから住んでいる人・新たに越してきた人、地域活動に参加している・していない)にかかわらず一人ひとりが対等な立場です。活動への参加を強制されたり、誰かから命令や指示を受けて取り組んだりするのではなく、自ら考え、行動することが重要です。

(2) 民主性の原則

民主的に定められた規約等に基づいて、民主的な手続により取り組むことを原則とします。

住民一人ひとりが住民として同等の権利と責務を持っています。地域における意思決定や地域団体の運営は、皆が承認する明確な規則によって、開かれた場で民主的に行われなければなりません。

○ 地域における意思決定

地域で意思決定していく内容として、定期・定例的なものから、時間をかけてじっくり議論すべきものまで、さまざまな案件が想定されます。定期・定例的な案件としては、たとえば予算・決算の承認や、事業計画の作成・評価、役員を選任などがあります。他方、じっくり議論すべき案件としては、地域の将来像(第7条第1項第1号)や地域づくり活動計画の作成(第9条)、優先的に取り組む事業の選定、大規模な新規事業の企画などが考えられます。

いずれの場合も、最終的には規約に基づく手続きにより意思決定しますが、そこに至る過程で、案件に関する情報を公開する、住民の意見を聴く、十分に話し合うなど、透明性の高

い運営をすることが大切です。特に、意見が対立する可能性のあるときや重要な決めごとをするときは、定期・定例の案件であっても、事前にアンケートや説明会を実施するなど、多様な住民の意見を十分に聴き、議論を尽くすことが求められます。

なお、地域での合意形成や意思決定の進め方に関しては、「地域コミュニティと地域自治組織ガイドブック」(平成24年8月)で、基本的なルールや住民の意見を聴くための手法などを紹介していますので、ご参照ください。

(3) 地域資源尊重の原則

地域住民と市が、地域の歴史や文化、景観、活動などの地域の資源を尊重し、その地域の特性に応じて取り組むことを原則とします。

これらの資源は、地域の財産です。地域の課題の解決や将来像の実現には、さまざまな資源を大切にし、守り育てながら、活かしていくことが重要です。

○ 「地域の・・・活動」

地域の活動とは、地域で受け継がれてきた行事や、地域住民の安心安全を守る活動など、さまざまな地域団体が継続的に取り組み、築き上げてきた、より良い地域づくりの取り組みのことを言います。

(4) 補完性の原則

地域住民が協力、連携、相互支援を図りながら地域の課題の解決に向けて取り組み、市がその取り組みに必要な施策を実施することを原則とします。

地域の課題を解決していくにあたっては、地域でできることや地域でしかできないことは地域住民が担い、地域でできないことや豊中市全体で取り組むべきことは市が担う。このように地域と市が補完しあう関係に立って進めることで、個々の地域の状況に応じた、より効果的な活動が可能となります。

同様に、地域の中でも、課題に応じて近隣の自治会単位で取り組んだり、地域全体(小学校区程度)で取り組んだり、自分たちでできることは自分たちで取り組んでいく姿勢が大切です。

(5) 情報共有・参画・協働の原則

地域に関する情報を共有し、可能な限り幅広い地域住民の参画を得て、協働により取り組むことを原則とします。

地域では、活動に参加する、しないにかかわらず、地域に関するさまざまな情報を地域住民が共有できるようにすることが大切です。また、事業の企画やリーダーになることなど、活動への参画の機会は、可能な限り広く地域住民に開かれたものとし、多様な人や団体の参画のもとで、それぞれの特技を活かし弱点を補完し合って、協働で取り組むことが必要です。

○ 「地域に関する情報を共有し」

「地域に関する情報」とは、地域の行事の案内や地域団体の活動状況、地域の歴史、地域の将来像、地域で問題になっていること、行政機関が持つ情報(その地域にかかわる事業計画等)など、地域にかかわる幅広い情報をさしています。

これらの情報を共有する方法として、地域団体や行政から地域住民に情報を発信するだけでなく、地域住民が持つ情報(たとえば、地域のお気に入りの場所や危険箇所、行事の感

想、地域の課題に対する意見など)を集めて発信する仕組みをつくるなど、地域内で相互に情報をやりとりすることも大切です。情報紙やホームページ等での情報発信に加え、一人ひとりの声を聴く場としてラウンドテーブル(井戸端会議)やまち歩き、アンケートなどを実施することで、情報共有が深まります。

○ 「幅広い地域住民の参画を得て」

「参画」とは、行事のお客さんとしての参加ではなく、企画等の意思形成過程への関与など責任のある役割を担うような場合のことを言います。地域で話し合ったり、決めごとをしたりする地域自治の取組みを進めていくときには、地域のさまざまな立場の人の声を反映していくことが大切です。地域の誰もが意見を述べたり、活動に加わったりできるようにするなど、開かれた運営により、参画の機会を確保することが求められます。

また、男女共同参画の視点から、男女の構成比がどちらか一方に偏ることのないよう留意することも大切です。

○ 「協働により取り組む」

地域の課題の解決にあたっては、各種の地域団体が持つ地域の情報、NPOや事業者の持つ専門的な知識や技術、行政が持つ情報や組織力など、それぞれの強みを活かして協働で取り組むことが大切です。それにより、単独で取り組むよりも、より効果的に課題の解決を図り、複雑な課題や大規模な事業に取り組むこともできるようになります。

協働の際には、豊中市自治基本条例第 27 条に規定する「協働における原則」に基づき、対等性、相互理解、目的の共有、協働の過程と成果の公開が求められます。

第5条 地域住民の責務

(地域住民の責務)

第5条 地域住民は、地域に関心を持つことにより地域コミュニティを活性化し、地域の課題の解決に向けた取組に積極的に参画するよう努めなければならない。

【説明】

地域自治を推進するにあたっての地域住民の果たすべき役割として、自分の住む地域に関心を持つことによって地域コミュニティを活性化し、地域の課題解決に向けた取組に積極的に参画するよう努めなければならないことを定めています。たとえば、近所の顔見知りの関係づくりや、地域自治組織の形成に向けた活動に取り組むことも、その一つです。

地域コミュニティの活性化や地域の課題解決の取組みへの参画は、地域住民の責務でもあり、権利でもある（第7条第1項第4号）という考え方に立っていますが、強制ではなく、何をどこまでやるのかは一人ひとりの判断に委ね、自主性を尊重することを原則としています（第4条第1号）。

第6条 市の責務

(市の責務)

第6条 市は、地域コミュニティの活性化並びに地域自治組織の形成及び活動の支援その他地域自治の推進に必要な施策を実施しなければならない。

【説明】

地域自治を推進するにあたっての市の果たすべき役割として、地域コミュニティの活性化（8ページ参照）や、地域自治組織の形成および活動の支援（第8条）など、地域自治の推進に必要な施策を実施しなければならないことを定めています。

これらの施策は、市が一方的に、一律に進めるのではなく、地域の自主性を尊重することや、市が地域を補完する関係にあることなど、基本理念（第3条）と地域自治の原則（第4条）に基づいて進めていかなければなりません。

○ 「その他地域自治の推進に必要な施策」

地域自治を推進していくためには、地域コミュニティの活性化や地域自治組織の形成・活動の支援のほか、市の仕事の進め方や組織のあり方そのものを変えていくことも必要です。市の各部局が情報共有・連携して地域の課題を地域との協働で解決していく体制（第12条）の強化や、地域の重要な課題について地域自治組織と市が話し合う場を設ける（第10条）など、市は、地域の皆さんの声を聴きながら、改革を進めていきます。

第7条第1項（地域自治組織の認定の要件）

（地域自治組織の認定等）

第7条 地域自治組織は、次の各号のいずれにも該当するときは、市長の認定を受けることができる。

【説明】

地域自治組織は、次の(1)～(5)の要件のいずれにも該当するときは、市長の認定を受けることができます。

○ 市長の認定を設けている理由

豊中市自治基本条例第12条第1項(5ページ参照)では、市民および事業者は、自主的に地域自治組織を形成することができる定められています。したがって、市長の認定を受けなくても、地域自治組織を形成し、活動することはできます。

しかし、同条第3項および第4項に基づいて、市が地域自治組織の形成・活動を支援したり、地域自治組織の意思を反映したりする場合には、公金の支出を伴うことから、その組織が公共的団体であることを担保する必要性が生じます。このため、地域自治組織が市の支援等を受けるためには、一定の要件を満たし、市長の認定を受けることを条件とすることを定めたものです。

その要件は、地域の主体性の確保と、地域の特性に応じた組織づくりの観点から、できるだけ形式的な要件としながらも、組織形成の過程や組織の運営については、地域自治の原則(第4条)に基づく開かれた透明性の高いものであることを求めています。

第7条第1項第1号（地域自治組織の形成過程）

- (1) 地域住民が、対等な立場で話し合う場を設定し、及び第4条各号に掲げる地域自治の原則に即した取組を通じて地域の将来像を共有することにより、形成した組織であること。

【説明】

地域自治組織の形成にあたり、地域住民が、対等な立場で話し合う場を設定し、地域自治の原則（第4条）に即した取組を通じて地域の将来像を共有していることが必要です。

市長の認定を受ける地域自治組織は、公共的団体としての活動や組織運営が求められることから、その形成過程においても、地域自治の原則に基づいて、開かれた透明性の高い運営をすることを要件としています。

○ 「対等な立場で話し合う場」

古くから住んでいる人も、新しく越してきた人も、また、地域の活動に参加しているか否かにかかわらず、地域住民の誰もが自由に参加し、意見を述べる場を言います。このような場として、ラウンドテーブル（井戸端会議）やワークショップ（共同作業などを通じて意見を出し合ったり、課題を発見したりする取組み）を想定しています。

○ 「第4条各号に掲げる地域自治の原則に即した取組」

具体的には、「地域自治組織の認定に関する確認事項」（38 ページ参照）の中で明らかにしています。

○ 参画の原則（さまざまな分野、世代、地区の代表者が取組みに参画）

参画の原則を満たすための取組みとして、「さまざまな分野、世代、地区の代表者が取組みに参画していること」を挙げています（38～39 ページ）。これは、活動分野別（教育や福祉、防犯など各分野の課題に取り組む人）、世代別（子育て世代、高齢者世代、子どもの声を代弁できる人など）、地区別（町丁目やマンション単位）の声を伝えることができる人がバランスよく取組みに加わることによって、地域の多様な意見を反映させようとする趣旨です。

それらの代表者として、既存の地域団体の長だけではなく、幅広く人材を募ることが望まれます。意欲のある人やNPO等の新たな団体、団体に所属していない人などが参画できるよう、公募の枠を設けることなどが考えられます。

○ 「地域の将来像を共有」

「地域の将来像」とは、その地域の望ましい姿を示し、地域づくりの理念や取組みの方向を明らかにする、地域づくりのビジョンです。

地域自治組織の形成に向けて取組みを進める中で、住民が望む地域の姿や地域づくりの方向がしだいに明らかになってきます。その理念や方向性、実現に向けての行動原則などを明文化することで、地域自治組織の目標の共有を図ります。また、広く住民に知らせて共有することによって、地域自治組織の設立の機運を高めていくことができます。

地域の将来像を対外的に明らかにし、引き継いでいくために、地域自治組織の設立趣意書や規約（活動目的、活動内容等）に盛り込んでおくことが望まれます。

第7条第1項第2号（地域自治組織の範囲）

(2) 地域自治組織が組織する地域の範囲は、市長が必要と認める一定の区域であること。

【説明】

地域自治組織の範囲は、市長が必要と認める一定の区域であることが必要です。

○ 「市長が必要と認める一定の区域」

「市長が必要と認める一定の区域」は、原則として小学校区とします。

これは、小学校区程度の広がりがあり、日常的に顔の見える範囲であり、地域コミュニティを形成・維持していくために適切であること、また、多様化、複雑化する地域の課題の解決にあたっては、自治会や分野別の地域団体などさまざまな団体や住民の協力・連携が必要となりますが、これらの活動の多くはすでに小学校区単位で行われていること、などの理由によります。

なお、自治会区域が小学校区をまたがる場合や、小学校区が変更された場合など、小学校区で線引きすることが困難な事情がある場合は、範囲の設定について地域と市が話し合って調整します。ただし、特定の地区を排除するような範囲設定は、認められません。

第7条第1項第3号（地域自治組織の活動）

- (3) 全ての地域住民を対象として、地域コミュニティの活動の総合的な調整その他地域の課題の解決に向けた取組を行う組織であること。

【説明】

地域自治組織は、その範囲内のすべての地域住民を対象として、地域の課題の解決に向けた取組を行う組織であることを要件とします。

○ 「全ての地域住民を対象として」

市長の認定を受ける地域自治組織は、公共的団体であることから、その地域のすべての地域住民を対象として活動しなければなりません。これは、地域自治組織の事業のすべてを全地域住民対象としなければならないという意味ではなく、地域自治組織の活動にあたっては、地域全体に目配りし、すべての地域住民の意見やニーズを考慮しながら、課題の解決に取り組むことを求めるものです。たとえば、高齢者、小学生などと、個々の事業の対象者は特定されていても構いませんが、特定の地区の住民を排除するなど、差別的な取扱いをしてはいけません。

○ 「地域コミュニティの活動の総合的な調整その他地域の課題の解決に向けた取組」

具体的には次のような取組を想定しています。

- ① 地域住民の声を聴き、ニーズや課題を把握する取組
アンケート、ラウンドテーブル(井戸端会議) など
- ② 地域の情報を、広く地域住民に発信し、伝える取組
地域全体の広報紙の作成、ホームページの開設 など
- ③ 組織を形成する過程で共有した「地域の将来像」を実現するために必要な取組
各分野で不足している取組、地域づくり活動計画の策定(第9条) など
- ④ 地域団体の活動の支援・調整
事業の日程調整、団体間の協力・連携・役割分担の調整など
- ⑤ 市との連絡調整・協働
パートナーシップ会議(第10条)、市との協働事業、市への要望事項のとりまとめなど

○ 市との連絡調整・協働（市への要望事項のとりまとめ）

地域自治組織は、地域の住民や各種団体の意見を、地域の総意としていく役割を担います。特に、地域の中で意見の相違がある内容については、地域で十分に話し合っ、意見の相違を埋めていくことができれば、市としてもスムーズに対応できると考えます。

このことは、市が地域自治組織からの意見・要望のみを取り扱うという意味ではありません。一人ひとりの市民や既存の地域団体、認定を受けない地域自治組織の意見・要望などは、これまでどおり市の各窓口でお聴きし、対応していきます。

第7条第1項第4号（地域自治組織の規約）

- (4) その地域内に居住する全ての者で組織していること及び第4条各号に掲げる地域自治の原則に即した運営を行うことを規定した規約を定めていること。

【説明】

その地域（地域自治組織の範囲）内に居住するすべての人で組織していること、および地域自治の原則（第4条）に即した運営を行うことを、地域自治組織の規約に定めることが必要です。

○ 「その地域内に居住する全ての者で組織していること」

地域自治組織は、公共的団体としての性格を持つことから、すべての住民に参加の機会が開かれ、活動の成果もすべての住民が享受できることを原則とする趣旨の規定です。住民に参加を強制するのではなく、住民はすべてその地域の一員として、自主的に地域自治組織の運営や活動に参加・参画できることを示しています。

地域自治組織への参加やかかわり方については、一人ひとりが自ら考え、自発的に行動することが大切です。参加の意思のない人に強制したり、義務などを課したりすることは、地域自治の原則（第4条）の「自主性の尊重と対等の原則」に反します。

現実には、すべての住民一人ひとりに参加の意思確認をすることは困難ですので、すでに地域を良くするために活動している地域団体が中心となって、他の団体や住民に幅広く参加を呼びかけて、参画の原則（14 ページ参照）を確保した組織とすることを考えています。

小学校区単位で活動している既存の地域団体は、これまでの経験を活かして組織運営や活動の担い手となることが望まれます。また、中学校区単位で活動する団体や校区を越えて活動するNPO等も、地域の課題に応じて活動に加わり、それぞれの専門性を発揮することが期待されます。

○ 不参加による不利益取扱いの禁止

認定を受ける地域自治組織は、すべての地域住民を対象として取組みを行う組織であることを要件（第7条第1項第3号）としていますので、活動に参加していない住民も、地域自治組織が提供するサービスを受けることができます。市は、地域自治組織の認定の際に、参加しないからといって不利益な取扱いをしないことを規約に明記することを求めています（豊中市地域自治推進条例施行規則第2条第1号オ。18 ページ参照）。

○ 「地域自治の原則に即した運営を行うこと」

地域自治組織は、地域自治の原則（第4条）に即した運営を行うことにより、住民に開かれた透明性の高い組織運営が担保され、公共的団体としての性格が確かなものになります。規約には、「民主性の原則を守る」など、地域自治の原則をそのまま記載するのではなく、その原則を守るための具体的な仕組みや取組みを定めることが必要です。具体的には、「地域自治組織の認定に関する確認事項」（38 ページ参照）の中で明らかにしています。

○ 参画の原則（多様な分野、世代、地区の住民や団体が、組織の運営や活動に参画）

第7条第1項第1号の説明（14 ページ）をご参照ください。

第7条第1項第5号（市規則で定める基準）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める基準に適合するものであること。

【説明】

(1)～(4)のほか、市規則で定める基準を満たしていることが必要です。

なお、本条例の施行時点では、豊中市地域自治推進条例施行規則に基準は定めていません。今後、条例を運用していく中で、必要に応じて定めます。

第7条第2項（認定の申込み）

2 地域自治組織は、前項の認定を受けようとするときは、市規則で定める書類を添えて認定申込書を市長に提出しなければならない。

【説明】

地域自治組織は、第7条第1項の認定を受けようとするときは、市規則で定める書類を添えて、認定申込書を市長に提出しなければなりません。

○ 「認定申込書」

市が、所定の様式を定めています。

○ 「市規則で定める書類」

豊中市地域自治推進条例施行規則第2条において、次のとおり規定しています。

【参考】 地域自治推進条例施行規則

（地域自治組織の認定申込みの添付書類）

第2条 条例第7条第2項に規定する市規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる事項を規定した規約

- ア 地域自治組織の名称及び主たる事務所の所在地
- イ 地域自治組織の目的を達成するための活動に関すること。
- ウ 地域自治組織の地域の範囲
- エ 地域自治組織の構成に関すること。
- オ 不参加による不利益取扱いの禁止、意思決定手続その他の地域自治組織の運営に関すること。
- カ 会計に関すること。
- キ 規約の変更に関すること。

(2) 役員の名簿

(3) 条例第7条第1項第1号に規定する地域の将来像を共有することにより、形成した組織であることを証する書面

(4) 当該年度の活動の計画書及び予算書

(5) その他市長が必要と認める書面

第7条第3項（認定の可否の通知）

3 市長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査の上、認定の可否を決定し、当該地域自治組織にその旨を書面により通知するものとする。

【説明】

市長は、地域自治組織から第7条第2項の規定による認定の申込書の提出があったときは、その内容を審査して認定の可否を決定し、申込みをした地域自治組織に書面で通知します。

○ 「その内容を審査」

豊中市地域自治推進条例施行規則第2条(18 ページ参照)に規定する書類がそろっているかを確認し、その書類に基づいて、第7条第1項の認定要件を満たしているかどうかを審査します。その際のチェック事項を、「地域自治組織の認定に関する確認事項」として定めています(38 ページ参照)。

○ 「書面により通知」

通知の書面は、「地域自治組織認定可否決定通知書」とすることを、豊中市地域自治推進条例施行規則第3条において規定しています。

【参考】 地域自治推進条例施行規則

(地域自治組織の認定の通知)

第3条 条例第7条第3項の書面は、地域自治組織認定可否決定通知書とする。

第7条第4項（地域自治組織の範囲）

4 市長は、前項の審査を行う場合において、その地域自治組織が組織する地域の範囲の全部又は一部が、既に第1項の認定を受けている地域自治組織が組織する地域の範囲と重複するときは、第1項の認定を行わない。

【説明】

市長は、地域自治組織の認定の審査を行う際、その地域自治組織の範囲の全部または一部が、すでに認定を受けている地域自治組織の範囲と重複するときは、認定を行いません。

この規定により、市長の認定を受ける地域自治組織は、一つの範囲に一つの組織であることを明らかにしています。

なお、範囲については、地域の事情により小学校区と異なる設定となる場合も想定されます(15 ページ参照)が、隣接する地域で地域自治組織が形成されるときに、どの地域自治組織の範囲にも含まれない空白の地区が生じないよう、認定にあたって調整をします。

第7条第5項（認定の変更の届出）

5 第1項の認定を受けた地域自治組織（以下「認定を受けた地域自治組織」という。）は、代表者又は規約の変更その他の市規則で定める事由に該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

【説明】

第7条第1項の認定を受けた地域自治組織は、代表者や規約の変更など、市規則で定める事由に該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければなりません。

○ 「市規則で定める事由」

豊中市地域自治推進条例施行規則第4条において、次のとおり規定しています。

【参考】 地域自治推進条例施行規則

（地域自治組織の届出事由）

第4条 条例第7条第5項に規定する市規則で定める事由は、次に掲げるものとする。

- （1）地域自治組織の代表者及びその他の役員を変更したとき。
- （2）地域自治組織の規約を変更したとき。
- （3）地域自治組織を解散したとき。
- （4）その他市長が必要と認める事由

第7条第6項（認定の取消）

6 市長は、認定を受けた地域自治組織が第1項各号の規定に該当しなくなったと認めるときその他市規則で定める事由に該当するときは、その認定を取り消すことができる。

【説明】

市長は、認定を受けた地域自治組織が、第7条第1項に規定する要件に該当しなくなったと認めるとき、その他市規則で定める事由に該当するときは、地域自治組織の認定を取り消すことができます。

市長の認定は、市の支援等を受けるための条件として設けているものですから、認定の取消を受けた地域自治組織は、市の支援等を受けることができなくなります(13 ページ参照)。

なお、認定の取消を受けた場合でも、市長の認定を受けない地域自治組織として活動を継続することはできます。

○ 「その他市規則で定める事由」

その他の事由として、豊中市地域自治推進条例施行規則第5条において、次のとおり規定しています。

なお、同条第1号のア(営利を目的とするもの)に関して、収益活動のすべてを禁止するものではありません。収益を地域自治組織のメンバーや出資者など特定の者に配分せず、組織運営や公益目的事業に充てる活動は、営利活動に該当しないものと考えます。

【参考】 地域自治推進条例施行規則

(地域自治組織の認定の取消事由)

第5条 条例第7条第6項に規定する市規則で定める事由は、次に掲げるものとする。

(1) 地域自治組織の活動が次のいずれかに該当すると認めるとき。

ア 営利を目的とするもの

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

(2) 地域自治組織の目的を達成するための活動を1年以上全く行っていないと認めるとき。

(3) 地域自治組織に対する助成金を助成の目的以外に使用し、又は詐欺その他不正な方法により交付を受けたものと認めるとき。

(4) 規約に基づいた運営が行われていないと認めるとき。

(5) 地域自治組織が認定取消申出書を市長に提出したとき。

(6) その他市長が必要と認める事由

第8条 市の支援

(市の支援)

第8条 市は、前条第1項第1号に規定する取組を通じて地域自治組織を形成しようとする組織又は同項の認定を受けようとする地域自治組織に対し、地域における人材の育成、活動に要する経費の一部の助成その他必要な支援を実施しなければならない。

2 市は、認定を受けた地域自治組織に対し、活動に要する経費の一部の助成、活動について必要な情報の提供その他必要な支援を実施しなければならない。

【説明】

地域自治組織の形成や活動に対し、市が実施すべき必要な支援を定めています。

市の支援については、豊中市自治基本条例第12条第3項において、「地域における人材の育成、助成、情報の提供その他必要な措置」を講じるべきことが定められています(5 ページ参照)。これを受けて、本条項では、支援の対象となる組織や支援内容について規定しています。

地域自治組織形成の進め方や取組みの段階は地域によりさまざまですから、支援の内容は、地域の課題に柔軟に対応できることが求められます。市は、「豊中市コミュニティ基本方針」(平成21年3月)に定める取組みの方向性に沿って、これらの支援を実施していきます。

第1項 地域自治組織の形成・認定に対する支援

市は、第7条第1項第1号に規定する取組み(=地域住民が対等な立場で話し合う場を設定し、地域自治の原則に即した取組みを通じて地域の将来像を共有すること)を通じて地域自治組織を形成しようとする組織や、市長の認定を受けようとする地域自治組織に対し、地域における人材の育成や、活動に必要な経費の一部の助成などの支援を実施すべきことを定めています。

○ 「地域における人材の育成」

「豊中市コミュニティ基本方針」(平成21年3月)の考え方に沿って実施していきます。

たとえば、地域活動を担うリーダーや各種の団体をつなぐコーディネーターに必要なスキルを学ぶ講座の実施、また、これまで地域活動を担ってきた人たちの経験や知恵を伝える仕組みを地域と共に検討することなどを想定しています。

○ 「活動に要する経費の一部の助成」

地域自治組織の形成に向けた活動への助成制度を創設します。

この助成金は、地域自治についての学習会や、地域の課題についての意見交換、地域の将来像づくりなど、地域コミュニティの活性化や地域自治組織の形成のために必要な活動に使うことができます。豊中市地域自治推進条例施行規則第6条(23 ページ参照)および「地域自治組織等の活動に要する経費の一部助成実施要綱」(34 ページ参照)に、手続き等を定めています。

○ 「その他必要な支援」

担当職員(第12条)による情報提供や助言、事務の補助、活動に必要な物品(事務用品、プロジェクター等の機器など)の提供または貸出し、ワークショップ等の取組みへの専門家の派遣などを想定しています。

第2項 地域自治組織の活動に対する支援

市は、認定を受けた地域自治組織に対し、活動に必要な経費の一部の助成や、活動について必要な情報の提供などの支援を実施すべきことを定めています。

○ 「活動に要する経費の一部の助成」

地域自治組織の活動への助成制度を創設します。

この助成金は、地域自治組織が実施する新たな活動や組織の運営事務など、地域で継続的に課題解決に取り組んでいくために必要な事務・事業に使うことができます。

地域自治組織の役割として、地域のさまざまな団体の事業を総合的に調整したり、住民のニーズを調査・把握して新規事業の企画や既存事業の改善を提案したりするなど、地域全体を円滑に運営していくことが第一に挙げられます。このように、組織を運営することそのものが地域自治を推進するために必要な活動(事業)であることから、組織運営に必要な経費も助成対象と考えています。

ただし、すでに各分野の課題解決のために、市が各種の地域団体の事業に対して補助金を交付していますので、それらと同一の事業は助成の対象外とします。豊中市地域自治推進条例施行規則第6条(下記参照)および「地域自治組織等の活動に要する経費の一部助成実施要綱」(34 ページ参照)に、手続き等を定めています。

○ 「活動について必要な情報の提供」

地域の課題にかかわる行政情報や、他地域または他市の取組み事例、取組み手法の紹介など、地域自治組織の活動に必要な情報を、随時、市の情報誌やホームページで発信したり、担当職員(第12条)が地域に資料を届けたりします。

○ 「その他必要な支援」

「その他必要な支援」としては、担当職員(第12条)による助言や、地域における人材の育成(22 ページ参照)、などの支援を想定しています。

【参考】地域自治推進条例施行規則

(助成)

第6条 条例第8条第1項及び第2項の規定により助成を受けようとする組織は、活動の計画書、予算書その他市長が必要と認める書類を添えて助成金交付申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、助成を実施すべきものと認めたときは、助成の決定をするものとする。

第9条 地域づくり活動計画

(地域づくり活動計画)

第9条 認定を受けた地域自治組織は、地域の将来像の実現に向けた活動を総合的及び計画的に実施するため、計画期間、活動の内容、役割分担その他市規則で定める事項を記載した計画（以下「地域づくり活動計画」という。）の策定に努めるものとする。

【説明】

認定を受けた地域自治組織は、地域の将来像の実現に向けて総合的および計画的に活動していくために、「地域づくり活動計画」を策定するよう努めることを定めています。地域づくり活動計画には、計画の期間、活動の内容、役割分担のほか、市規則で定める事項を記載します。

地域づくり活動計画は、地域自治組織が単独で取り組む事項のみを記載するものではありません。地域団体やNPO、事業者、行政など他の主体と協力、連携、協働して取り組む事項についても、計画づくりの過程でそれぞれの役割分担を話し合い、記載します。計画の策定後、できることから活動を始め、進み具合に応じて計画の内容を充実したり、変更したりしながら取り組んでいくことを想定しています。

○ 地域づくり活動計画の位置づけ

認定を受けた地域自治組織は、組織を形成する過程で共有した地域の将来像の実現に向けて、新たな事業を始めたり、話し合いをしたり、各種団体の活動を調整したりしながら、地域の課題の解決や魅力づくりに取り組む組織です。地域の課題は、すぐに解決に取り組めるものや、時間をかけて話し合いを重ねていく必要があるものなどさまざまですから、継続的に取り組んでいくためには、単年度の事業計画だけでなく、3年～5年程度の中期的な計画も必要となります。地域づくり活動計画は、地域自治組織の中期的な事業の実行計画として策定するものです。

策定にあたっては、地域自治の原則(第4条)に基づいて、多様な地域住民の参画を得ながら、開かれた場で協議し、合意形成していく必要があります。そのような過程を経て作られた地域づくり活動計画を、市は地域の総意に基づくものとして尊重します。また、パートナーシップ会議(第10条)の場で情報を共有し、地域の課題解決に向けて協議することができます。

○ 「その他市規則で定める事項」

豊中市地域自治推進条例施行規則第7条において、次のとおり規定しています。

【参考】 地域自治推進条例施行規則

(地域づくり活動計画の記載事項)

第7条 条例第9条に規定する市規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 活動の実施時期
- (2) 活動の実施方法
- (3) その他活動の実施に必要な事項

第10条 パートナーシップ会議等

(パートナーシップ会議等)

第10条 認定を受けた地域自治組織及び市は、地域づくり活動計画の内容その他重要な地域の課題について情報を共有し、又は当該課題の解決に向けて協議するための会議(以下「パートナーシップ会議」という。)を開催することができる。

2 認定を受けた地域自治組織及び市は、パートナーシップ会議の結果を踏まえ、協力し、連携し、及び協働して地域の課題の解決に向けた取組を行うものとする。

3 認定を受けた地域自治組織及び市は、前項に規定する取組を行う場合において、豊中市自治基本条例第29条第1項に規定するパートナーシップ協定を締結することができる。

【説明】

パートナーシップ会議の開催と、その協議結果を踏まえた協力・連携・協働の取組み、パートナーシップ協定の締結について定めています。

第1項 パートナーシップ会議の開催

地域づくり活動計画(第9条)に掲載された事項、その他の重要な地域の課題について、認定を受けた地域自治組織と市が情報を共有し、課題の解決に向けて協議するために、パートナーシップ会議を開催できることを定めています。

これは、豊中市自治基本条例第12条第4項(5ページ参照)の規定により、市の施策の決定・実施にあたり、関係する地域自治組織の意思を反映するために行う取組みの一つに該当します。

○ 「パートナーシップ会議」

認定を受けた地域自治組織と市が、相互の信頼関係に基づいて、対等な立場で協議する場です。そのことを示すために、「パートナーシップ」という表現を用いています。

第2項 会議結果を踏まえた取組み

認定を受けた地域自治組織と市は、パートナーシップ会議での協議の結果を踏まえて、相互に協力、連携、協働して、当該地域の課題の解決に向けて取り組むことを定めています。

○ 地域自治組織の意思と市の意思決定が異なる場合

地域の課題であっても、市全体での検討が必要な事案の場合、市全体の最善が必ずしも地域にとっての最善とならない可能性もあります。最終的には、二元代表制のもとに、市が説明責任を果たした上で決定することになります。

そのような場合であっても、この協議の場は、地域と行政が十分に話し合い、互いに譲れるところは譲り合ったり、足りない部分は補い合ったりするなど、より良い解決のための役割を果たすことができると考えます。

第3項 パートナーシップ協定の締結

認定を受けた地域自治組織と市が、第2項の取組みを実施する場合に、必要に応じて、相互の役割や責務等を定める「パートナーシップ協定」を締結できることを定めています。

○ 「パートナーシップ協定」

豊中市自治基本条例第 29 条に規定する協定です。計画の策定や実施、評価の過程で、多様な主体が相互に締結できることが定められており、地域自治に限らず、さまざまな場面での活用が想定されています。

【参考】豊中市自治基本条例

(パートナーシップ協定)

- 第29条 市民、事業者及び市は、協働によるまちづくりを進めるため、計画の策定、実施又は評価の過程において、相互の役割、責務等を定めた協定(次項において「パートナーシップ協定」という。)を締結することができる。
- 2 市民、事業者及び市は、パートナーシップ協定に定める内容を誠実に履行しなければならない。

第11条 活動報告等

(活動報告等)

第11条 認定を受けた地域自治組織は、毎年度、市長が必要と認める書類を添えて活動の報告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。

【説明】

認定を受けた地域自治組織の活動の報告書の提出と、その書類の公開について定めています。

第1項 活動の報告書の提出

認定を受けた地域自治組織は、毎年度、市長が必要と認める書類を添えて、活動の報告書を市長に提出しなければならないことを定めています。

この規定は、市が地域自治組織を認定して活動への支援をしていることについて、市民への説明責任を果たすために設けているものです。市は、提出された報告書を地域自治の原則(第4条)に照らし合わせながら点検し、必要な場合は、地域自治組織の運営や活動に対して助言や指導を行います。

もとより、認定を受けた地域自治組織は、すべての住民により組織する公共的団体として、多様な地域住民の参画を得ながら全地域住民を対象とした公益活動を行う組織ですから、地域住民自らの自律的、継続的な評価・改善の取組みが何より重要です。活動の報告書は、市に提出するためだけに作成するものではなく、地域住民への説明のために必要な書類であり、それぞれの地域においても、地域住民が閲覧できるようにしておくことが求められます。

○ 「市長が必要と認める書類」

会議録や事業の記録(事業の目的、実施日、参加者数、成果等を記載したもの)など活動の内容がわかる書類、決算書、金銭出納帳の写し等を想定しています。

第2項 提出された書類の公開

市長は、提出された書類またはその写し(複写物)を、一般の市民が閲覧できるようにしなければならないことを定めています。

その方法として、市のホームページに概要を掲載したり、市の担当窓口で書類を公開したりする方法を想定しています。

第12条 推進体制の整備等

(推進体制の整備等)

第12条 市は、地域自治を総合的に推進するため、次に掲げる施策を実施しなければならない。

- (1) 地域自治組織の形成及び活動の支援を担当する職員の配置、市の組織内の連携の確保その他必要な体制を整備すること。
- (2) 地域住民としての視点を有し、かつ、地域の特性を把握し、地域住民と連携し、及び協働して地域の課題の解決に向けて取り組む職員を育成すること。

【説明】

市は、地域自治を総合的に推進するため、次の(1)(2)に掲げる施策を実施すべきことを定めています。

(1) 市の体制整備

豊中市の地域自治の仕組みは、地域側と市側の双方の仕組みを整えることにより、地域と行政が連携・協働して地域の課題解決を推進していこうとするものです(4ページ参照)。

その市側の仕組みとして、地域自治組織の形成や活動の支援を担当する職員を配置するとともに、市の各部局が情報共有・連携するための仕組みをつくるなど、地域の課題や魅力づくりに横断的に対応できる体制を整備することを定めています。

○ 「地域自治組織の形成及び活動の支援を担当する職員の配置」

地域自治組織の形成や活動の支援を担当する職員を配置します。担当職員は、それぞれの担当地域で、地域の声を受けとめながら地域の課題を地域の皆さんと共に考え、地域の立場で支援制度や市の体制を活用していきます。

○ 「市の組織内の連携の確保」

地域の課題を地域との協働で解決していく体制として、市の各部局が情報を共有し、地域の課題解決に向けて協議し、連携するための会議を新たに設置し、各部局に協働推進員を配置します。協働推進員は、担当職員と協力・連携して地域の課題解決に取り組みます。

○ 「その他必要な体制を整備」

たとえば、地域の課題の解決に向けて、複数の課が連携して取り組む必要がある場合に、各課の担当者などによるプロジェクトチームを設置することを想定しています。

(2) 職員の育成

地域自治を推進していくためには、地域の支援を担当する一部の職員だけではなく、すべての職員が、地域との信頼関係を築き、地域起点で仕事を進めていくことが求められます。このため、市は、地域住民と同じ視点に立って、地域の特性を把握し、地域住民と連携・協働して取り組む職員の育成に取り組みます。

「豊中市人材育成基本方針」(平成22年11月)においても、市民のニーズや地域社会の課題にしっかりと向き合う「市民視点」を持つことを、めざすべき職員のすがたの一つとして掲げ、その育成に向け、職員研修等の取組みを進めることとしています。

第13条 施策の実施状況の評価等

(施策の実施状況の評価等)

第13条 市長は、毎年度、地域自治の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、その内容を評価しなければならない。

2 市長は、前項の規定による評価の結果を市のホームページに掲載する方法及び市長の指定する場所における閲覧による方法により公表しなければならない。

【説明】

地域自治の推進に関する施策の評価と、評価結果の公表について定めています。

第1項 施策の実施状況の評価

市長は、地域コミュニティ活性化の取組みや、地域自治組織の形成に向けた支援など、地域自治の推進に関する市の施策について、毎年度、実施状況を取りまとめて評価すべきことを定めています。

本条例の附則において、条例施行後3年以内の運用状況の検討について規定していますが、併せて毎年度、施策の実施状況について点検・評価し、必要に応じて随時改善を図っていきます。

第2項 評価結果の公表

市長は、評価の結果を、市のホームページに掲載するとともに、市長の指定する場所(市の担当窓口など)で書類を閲覧できるようにすることにより、公表すべきことを定めています。

第14条 委任

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

【説明】

豊中市地域自治推進条例を施行するために必要な事項は、市の規則において定めることを規定しています。

市は、豊中市地域自治推進条例施行規則(平成24年豊中市規則第6号)を制定し、条例と同時に施行しています。

附 則

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 市長は、地域自治の推進状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行後3年以内に、運用状況について検討を加えなければならない。この場合において、地域住民は、市長に対して、この条例の運用状況及び見直しについて意見を述べることができる。
- 3 市長は、前項の検討の結果を公表するとともに、その結果に基づき、必要な措置を講じなければならない。

【説明】

豊中市地域自治推進条例の施行日、施行後3年以内の運用状況の検討とその際の地域住民からの運用状況や見直しについての意見、検討結果の公表と市の対処方法を定めています。

第1項

豊中市地域自治推進条例は、平成24年(2012年)4月1日から施行します。

第2項

地域自治の仕組みを持続可能なものとしていくためには、適切な時期に仕組み全体の評価を行い、必要に応じて見直しをしていくことが欠かせません。その最初の機会として、市長は、地域自治の推進状況や社会経済情勢の変化等を勘案し、条例の施行後3年以内に、運用状況について検討することを定めています。

その際に、地域住民が主体的に見直し等を行う機会として、条例の運用状況や見直しについて意見を述べることを定めています。

第3項

市長が条例の運用状況について検討した結果を公表すること、また、その結果に基づいて必要な措置を講じるべきことを定めています。

参考資料

○豊中市地域自治推進条例

(平成 24 年豊中市条例第 1 号)

公布 平成 24 年 3 月 30 日

施行 平成 24 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この条例は、豊中市自治基本条例（平成 19 年豊中市条例第 4 号）第 12 条第 1 項に規定する地域自治組織の形成及び活動に関し必要な事項を定めるとともに、その他地域自治に関する事項を定めることにより、地域自治の推進を図り、もって地域自治の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域自治組織 豊中市自治基本条例第 12 条第 1 項に規定する地域自治組織をいう。

(2) 地域コミュニティ 日々の生活の営み又はコミュニケーションを通じて形成される人々のつながりをいう。

(3) 地域住民 次に掲げるものをいう。

ア その地域内に居住する者

イ その地域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ その地域内で活動する個人及び法人その他の団体

エ その地域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

オ その地域内に存する学校等に在学等する者

(基本理念)

第 3 条 地域自治は、地域住民による活発な地域コミュニティの活動を基礎として成り立つものであることにかんがみ、地域住民及び市が、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

(1) 地域住民が主体となって地域コミュニティを活性化することができるよう配慮すること。

(2) 地域自治組織の形成及び活動を通じて、地域自治の仕組みを継承し、及び発展させることができるよう段階的に取り組むこと。

(地域自治の原則)

第 4 条 地域自治は、次に掲げる原則に即して推進されるものとする。

(1) 自主性の尊重と対等の原則 一人ひとりが地域のことを自ら考え、行動することを尊重するとともに、地域住民が互いに対等な立場で取り組むこと。

(2) 民主性の原則 民主的に定められた規約等にとり、民主的な手続により取り組むこと。

(3) 地域資源尊重の原則 地域の歴史、文化、景観、活動その他の地域の資源を尊重し、当該地域の特性に応じて取り組むこと。

(4) 補完性の原則 地域住民が協力、連携及び相互支援を図りながら地域の課題の解決に向けた取組を行うとともに、市がその取組に必要な施策を実施すること。

(5) 情報共有・参画・協働の原則 地域に関する情報を共有し、可能な限り幅広い地域住民の参画を得て、協働により取り組むこと。

(地域住民の責務)

第 5 条 地域住民は、地域に関心を持つことにより地域コミュニティを活性化し、地域の課題の解決に向けた取組に積極的に参画するよう努めなければならない。

(市の責務)

第 6 条 市は、地域コミュニティの活性化並びに地域自治組織の形成及び活動の支援その他地域自治の推進に必要な施策を実施しなければならない。

(地域自治組織の認定等)

第 7 条 地域自治組織は、次の各号のいずれにも該当するときは、市長の認定を受けることができる。

(1) 地域住民が、対等な立場で話し合う場を設定し、及び第 4 条各号に掲げる地域自治の原則に即した取組を通じて地域の将来像を共有することにより、形成した組織であること。

(2) 地域自治組織が組織する地域の範囲は、市長が必要と認める一定の区域であること。

(3) 全ての地域住民を対象として、地域コミュニティの活動の総合的な調整その他地域の課題の解決に向けた取組を行う組織であること。

(4) その地域内に居住する全ての者で組織していること及び第 4 条各号に掲げる地域

自治の原則に即した運営を行うことを規定した規約を定めていること。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める基準に適合するものであること。
- 2 地域自治組織は、前項の認定を受けようとするときは、市規則で定める書類を添えて認定申込書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査の上、認定の可否を決定し、当該地域自治組織にその旨を書面により通知するものとする。
- 4 市長は、前項の審査を行う場合において、その地域自治組織が組織する地域の範囲の全部又は一部が、既に第1項の認定を受けている地域自治組織が組織する地域の範囲と重複するときは、第1項の認定を行わない。
- 5 第1項の認定を受けた地域自治組織（以下「認定を受けた地域自治組織」という。）は、代表者又は規約の変更その他の市規則で定める事由に該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 6 市長は、認定を受けた地域自治組織が第1項各号の規定に該当しなくなつたと認めるときその他市規則で定める事由に該当するときは、その認定を取り消すことができる。

（市の支援）

- 第8条 市は、前条第1項第1号に規定する取組を通じて地域自治組織を形成しようとする組織又は同項の認定を受けようとする地域自治組織に対し、地域における人材の育成、活動に要する経費の一部の助成その他必要な支援を実施しなければならない。
- 2 市は、認定を受けた地域自治組織に対し、活動に要する経費の一部の助成、活動について必要な情報の提供その他必要な支援を実施しなければならない。

（地域づくり活動計画）

- 第9条 認定を受けた地域自治組織は、地域の将来像の実現に向けた活動を総合的及び計画的に実施するため、計画期間、活動の内容、役割分担その他市規則で定める事項を記載した計画（以下「地域づくり活動計画」という。）の策定に努めるものとする。

（パートナーシップ会議等）

- 第10条 認定を受けた地域自治組織及び市は、地域づくり活動計画の内容その他重要な地域の課題について情報を共有し、又は当該課題の解決に向けて協議するための会議（以下「パートナーシップ会議」という。）を開催することができる。

- 2 認定を受けた地域自治組織及び市は、パートナーシップ会議の結果を踏まえ、協力し、連携し、及び協働して地域の課題の解決に向けた取組を行うものとする。

- 3 認定を受けた地域自治組織及び市は、前項に規定する取組を行う場合において、豊中市自治基本条例第29条第1項に規定するパートナーシップ協定を締結することができる。（活動報告等）

第11条 認定を受けた地域自治組織は、毎年度、市長が必要と認める書類を添えて活動の報告書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により提出された書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。

（推進体制の整備等）

第12条 市は、地域自治を総合的に推進するため、次に掲げる施策を実施しなければならない。

- (1) 地域自治組織の形成及び活動の支援を担当する職員の配置、市の組織内の連携の確保その他必要な体制を整備すること。
- (2) 地域住民としての視点を有し、かつ、地域の特性を把握し、地域住民と連携し、及び協働して地域の課題の解決に向けて取り組む職員を育成すること。

（施策の実施状況の評価等）

第13条 市長は、毎年度、地域自治の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、その内容を評価しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による評価の結果を市のホームページに掲載する方法及び市長の指定する場所における閲覧による方法により公表しなければならない。

（委任）

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 市長は、地域自治の推進状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行後3年以内に、運用状況について検討を加えなければならない。この場合において、地域住民は、市長に対して、この条例の運用状況及び見直しについて意見を述べるることができる。
- 3 市長は、前項の検討の結果を公表するとともに、その結果に基づき、必要な措置を講じなければならない。

○豊中市地域自治推進条例施行規則

(平成 24 年豊中市規則第 6 号)
公布 平成 24 年 3 月 30 日
施行 平成 24 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規則は、豊中市地域自治推進条例
(平成 24 年豊中市条例第 1 号。以下「条例」
という。)の施行について必要な事項を定める
ことを目的とする。

(地域自治組織の認定申込みの添付書類)

第 2 条 条例第 7 条第 2 項に規定する市規則で
定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる事項を規定した規約
 - ア 地域自治組織の名称及び主たる事務所の所在地
 - イ 地域自治組織の目的を達成するための活動に関すること。
 - ウ 地域自治組織の地域の範囲
 - エ 地域自治組織の構成に関すること。
 - オ 不参加による不利益取扱いの禁止、意思決定手続その他の地域自治組織の運営に関すること。
 - カ 会計に関すること。
 - キ 規約の変更に関すること。

- (2) 役員の名簿
- (3) 条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する地域の将来像を共有することにより、形成した組織であることを証する書面
- (4) 当該年度の活動の計画書及び予算書
- (5) その他市長が必要と認める書面

(地域自治組織の認定の通知)

第 3 条 条例第 7 条第 3 項の書面は、地域自治
組織認定可否決定通知書とする。

(地域自治組織の届出事由)

第 4 条 条例第 7 条第 5 項に規定する市規則で
定める事由は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域自治組織の代表者及びその他の役員を変更したとき。
- (2) 地域自治組織の規約を変更したとき。
- (3) 地域自治組織を解散したとき。
- (4) その他市長が必要と認める事由

(地域自治組織の認定の取消事由)

第 5 条 条例第 7 条第 6 項に規定する市規則で
定める事由は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域自治組織の活動が次のいずれかに該当すると認めるとき。
 - ア 営利を目的とするもの
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、

及び信者を教化育成することを目的とするもの

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの

エ 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

- (2) 地域自治組織の目的を達成するための活動を 1 年以上全く行っていないと認めるとき。
- (3) 地域自治組織に対する助成金を助成の目的以外に使用し、又は詐欺その他不正な方法により交付を受けたものと認めるとき。
- (4) 規約に基づいた運営が行われていないと認めるとき。
- (5) 地域自治組織が認定取消申出書を市長に提出したとき。
- (6) その他市長が必要と認める事由

(助成)

第 6 条 条例第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定により助成を受けようとする組織は、活動の計画書、予算書その他市長が必要と認める書類を添えて助成金交付申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、助成を実施すべきものと認めるときは、助成の決定をするものとする。

(地域づくり活動計画の記載事項)

第 7 条 条例第 9 条に規定する市規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 活動の実施時期
- (2) 活動の実施方法
- (3) その他活動の実施に必要な事項(通知書等の様式)

第 8 条 この規則による通知書等の様式については、市長が別に定める。

(施行細目)

第 9 条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

○地域自治組織等の活動に要する経費の一部助成実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市地域自治推進条例施行規則（平成24年豊中市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊中市地域自治推進条例（平成24年豊中市条例第1号。以下「条例」という。）第8条第1項及び第2項の規定により市が実施する助成に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成金の額等)

第2条 助成金の額及び助成率は、毎年度予算の範囲内で、市長が定める。

(助成の種類及び助成限度額等)

第3条 助成の種類は次のとおりとする。

- (1) 条例第8条第1項の規定による助成
地域自治助成金
- (2) 条例第8条第2項の規定による助成
地域自治組織活動交付金及び地域づくり活動計画策定助成金

2 前項第1号の助成の申込みができる組織は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) おおむね小学校区を活動の範囲としていること
- (2) 全ての地域住民を対象として、地域コミュニティの活性化又は地域自治組織の形成に向けた取組を行う組織であること
- (3) 条例第4条各号に掲げる地域自治の原則に即した運営を行うことを規定した規約を定めていること

3 助成限度額は、別表第1に定めるとおりとする。

4 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成対象事業等)

第4条 助成の対象となる事業又は事務（以下「助成対象事業等」という。）は、助成の種類に応じて次のとおりとし、規則第6条第1項の規定により助成を受けようとする組織（以下「助成申込組織」という。）が自ら実施するものであって、かつ、活動の計画書及び予算書に掲載されているものとする。

- (1) 地域自治助成金
 - ア 地域自治についての学習又は意見交換に関する事業等
 - イ 地域住民の意見若しくはニーズ等の把握又は参画の促進に関する事業等

ウ 地域の情報の発信又は共有に関する事業等

エ 地域自治組織の形成に向けて、地域住民が対等な立場で話し合う場の設定及び地域の将来像の共有に関する事業等

オ アからエまでに掲げるもののほか、地域コミュニティの活性化又は地域自治組織の形成に資する事業等

(2) 地域自治組織活動交付金

ア 前号のアからウまでに掲げる事業等

イ 地域コミュニティの活動の総合的な調整に関する事業等

ウ 地域づくり活動計画（条例第9条に規定する「地域づくり活動計画」をいう。以下同じ。）の策定又は更新に関する事業等

エ 地域づくり活動計画に掲載された事業等

オ アからエまでに掲げるもののほか、地域コミュニティの活性化又は地域の課題の解決に資する事業等

(3) 地域づくり活動計画策定助成金 地域づくり活動計画の策定に関する事業

2 前項の規定にかかわらず、市が実施する他の制度による助成を受けることができる事業等、又は助成の申込み前にすでに当該地域において独自の財源により実施されている事業等と同一の内容、対象者及び実施方法のものは、助成対象事業等としない。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業等の実施に要する経費のうち別表第2に掲げるものであって、規則第6条第2項の規定により助成の決定を行った日の属する年度の年度内に支出されたものとする。

(助成の申込み)

第6条 助成申込組織は、次に掲げる書類を添えて助成金交付申込書を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の全ての活動の計画書及び予算書。地域づくり活動計画策定助成金の申込みをする組織にあっては、地域づくり活動計画策定に係る活動の計画及び予算額を明らかにすること。
- (2) 条例第7条第1項の認定を受けた地域自治組織にあっては、前号の計画書及び予算書が組織の議決を受けたことを証する書面
- (3) 地域自治助成金の申込をする組織にあ

っては、規約及び役員の名簿

(4) その他市長が必要と認める書類

2 助成の申込みは、1年度につき1回とする。
(決定等の通知)

第7条 市長は、規則第6条第2項の規定により助成の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を助成金交付決定通知書により、当該助成申込組織にその旨を通知するものとする。

2 市長は、助成を実施すべきでないと認めたときは、助成金不交付決定通知書により、当該助成申込組織に理由を付してその旨を通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた組織(以下「交付決定組織」という。)は、速やかに助成金交付請求書を市長に提出するものとする。

(助成金の交付時期等)

第9条 助成金の交付は、地域自治組織活動交付金については、毎年度4月及び9月に、1回につき交付決定額の半額を、その他の助成金については、交付請求後速やかに交付決定額を交付するものとする。ただし、交付請求の時期、交付決定に付した条件又は助成対象事業等の実施時期若しくは実施状況等の事情により市長が必要と認めるときは、随時にこれを行い、又は1回当たりの交付金額を変更することができる。

(決定の変更等)

第10条 交付決定組織は、活動の計画書若しくは予算書に記載された事項の変更又は新規の事業等の追加の必要が生じたときは、あらかじめ変更後又は新規の事業等の計画書及び予算書その他市長が必要と認める書類を添えて助成事業等変更又は追加申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、規則第6条第2項の規定により助成の決定をした場合において、交付決定組織から前項の申込書の提出があったときその他交付決定後の事情の変更による特別の必要が生じたときは、助成の決定の全部若しくは一部の取消又は当該決定の内容若しくはこれに付した条件の変更をすることができる。ただし、助成金の交付額の増額は、新規の事業等を追加する場合に限り、第3条第3項の助成限度額の範囲内で行うものとする。

3 市長は、第1項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、助成事業等の変更又は追加の可否を決定するものとする。

4 市長は、前項の規定により助成事業等の変更又は追加の可否を決定したときは、助成事業等変更又は追加可否決定通知書により当該申込みをした交付決定組織にその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定組織は、当該助成対象事業等が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を添えて助成金実績報告書を市長に提出しなければならない。

(1) 当該年度のすべての活動の報告書及び決算書。地域づくり活動計画策定助成金の交付を受けた組織にあつては、地域づくり活動計画策定に係る活動の実施状況及び決算額を明らかにすること。

(2) 金銭出納帳の写し

(3) 領収書等の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定組織が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成金を当該助成対象事業等以外の用途に使用したとき。

(2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

(3) 助成金の全部又は一部を使用しなかったとき。

(4) 偽りその他不正な方法により助成金の交付を受けたとき。

(助成金の返還)

第13条 市長は、助成金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(帳簿等の整備)

第14条 交付決定組織は、当該助成事業等に係る金銭出納帳及び領収書等を常に整備しておかなければならない。

(帳簿等の閲覧)

第15条 交付決定組織は、第7条第1項の規定による助成金の交付決定通知があつた日から同日の属する年度の翌々年度の末日まで、主たる事務所の所在地その他交付決定組織が指定する場所において、当該助成に関する書類又はその写しを地域住民の閲覧に供しな

ればならない。

(指示及び検査)

第16条 市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付決定組織に対し、随時、当該助成金の使用について必要な指示をし、又は検査をすることができる。

(交付申込書等の様式)

第17条 規則及びこの要綱による申込書等の様式は、様式第1号から様式第7号までに定めるとおりとする。

(その他の事項)

第18条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から実施する。

別表第1 (第3条関係) 助成の種類及び助成限度額

助成の種類	助成限度額
地域自治助成金	一つの組織につき、「10円×当該組織が範囲とする小学校区の人口×高齢者率係数×年少人口率係数により算出した額+100,000円」又は300,000円のいずれか低い額を限度とし、申込みの総額が限度額の範囲内で、3回まで申込みをすることができる。
地域自治組織活動交付金	一つの組織につき、「50円×当該組織が範囲とする小学校区の人口×高齢者率係数×年少人口率係数により算出した額+2,000,000円」又は3,000,000円のいずれか低い額を限度とする。
地域づくり活動計画策定助成金	一つの組織につき、200,000円を限度とし、申込みの総額が限度額の範囲内で、3回まで申込みをすることができる。

備考

- 1 小学校区人口、高齢者率（65歳以上の人口割合をいう。）及び年少人口率（15歳未満の人口割合をいう。）は、助成対象年度の前年度の10月1日現在の人口統計に基づき算出する。
- 2 高齢者率係数は、当該小学校区の高齢者率を市の高齢者率で除した数、年少人口率係数は、当該小学校区の年少人口率を市の年少人口率で除した数とし、いずれの係数も、1を下回る場合は1とする。

別表第2 (第5条関係) 助成対象経費

経費区分	主な内容
謝礼金等	講師又は出演者等への謝礼金、事業又は事務を行うスタッフへの謝礼金等（役務の提供に対する謝礼対価）
旅費交通費	交通費、駐車場代等
会議費	会議の会場代、コピー代、茶代等
消耗品費	事務用品費、コピー代、教材・食材費、景品代等
食糧費	来客、講師又は出演者等の茶代 （懇親会、スタッフの弁当代等は対象外）
印刷製本費	冊子等の印刷代（印刷事業者に発注するもの）等
修繕料	所管する備品等の修繕料等
通信費	切手又ははがき、送料、電話代等
手数料	ごみ処理経費、振込手数料等
保険料	傷害保険、ボランティア保険等
委託料	清掃、設営等
使用料及び賃借料	会場代、車両借上料、備品等のリース又はレンタル代等
備品購入費	活動の継続実施に必要な備品
負担金	他団体と協働で実施する事業の負担分
その他	市長が特に必要と認めるもの

備考

- 1 備品購入費は、1式200,000円を限度とする。
- 2 備品は、リース又はレンタルを原則とする。購入は、使用頻度及び維持管理経費等を考慮した上で決定するものとし、購入する備品の管理、使用及び貸出のルールを定めるものとする。

様式第1号から第7号 省略

○地域自治組織の認定にあたり市が確認する事項

豊中市地域自治推進条例第7条第1項の認定を行う際のチェック事項を次のとおり定めています。

地域自治組織の認定に関する確認事項

1. 必要書類と必要記載事項（規則第2条）

(1)	次の事項を規定した規約
ア	地域自治組織の名称及び主たる事務所の所在地
イ	地域自治組織の目的を達成するための活動に関すること。
ウ	地域自治組織の地域の範囲
エ	地域自治組織の構成に関すること。
オ	不参加による不利益取扱いの禁止、意思決定手続その他の地域自治組織の運営に関すること。
カ	会計に関すること。
キ	規約の変更に関すること。
(2)	役員の名簿
(3)	条例第7条第1項第1号に規定する地域の将来像を共有することにより、形成した組織であることを証する書面（例；取組み記録、地域の将来像、地域自治助成金の報告書、広報物など）
(4)	当該年度の活動の計画書及び予算書
(5)	その他市長が必要と認める書面

2. 確認項目

認定要件（条例第7条第1項）	確認項目	書類
(1) 地域住民が、対等な立場で話し合う場を設定し、及び第4条各号に掲げる地域自治の原則に即した取組を通じて地域の将来像を共有することにより、形成した組織であること。	①地域住民のだれもが参加して意見を述べられる場を設けて取り組んでいること。	(3)
	②上記の場に参加していない人の意見を聴くための努力や工夫をしていること。	(3)
	③地域の将来像を作成し、共有していること。	(3)
1) 自主性の尊重と対等の原則	④取組みに参加しない住民や団体に対しても、参加の機会を保障していること。	(3)
	⑤取組みへの参加者は、所属団体や団体の規模などにかかわらず、同じ権利と責務を持つこと。	(3)
2) 民主性の原則	⑥組織運営のルールについて参加者が話し合い、規約等を定めていること。	(3)
3) 地域資源尊重の原則	⑦地域の歴史や地域団体の活動など、地域の資源を発見または共有する取組みを実施していること。	(3)
4) 補完性の原則	⑧地域の課題解決のために、地域でできることを話し合い、協力・役割分担して取り組んでいること。	(3)
5) 情報共有・参画・協働の原則	⑨取組みの過程を公開していること。	(3)
	⑩取組みに関する情報を、すべての地域住民に届ける努力や工夫をしていること。	(3)
	⑪より多くの地域住民の意見を聴くための取組みを実施していること。	(3)
	⑫さまざまな分野、世代、地区の代表者が取組みに参画していること。	(3)

認定要件（条例第7条第1項）	確認項目	書類	
(2) 組織する地域の範囲は、市長が必要と認める一定の区域であること。	①地域自治組織の地域の範囲は、原則として小学校区であること。	(1)ウ	
(3) 全ての地域住民を対象として、地域コミュニティの活動の総合的な調整その他地域の課題の解決に向けた取組を行う組織であること。	①全ての地域住民を対象として、地域の課題の解決に向けた取組を行う組織であることを明らかにしていること。	(1)イ	
	②地域の将来像や事業計画書に、地域の特性やこれまでの活動を活かした取組が盛り込まれていること（要件(4)の3)⑥を補充）。	(3) (4)	
(4) その地域内に居住する全ての者で組織していること及び第4条各号に掲げる地域自治の原則に即した運営を行うことを規定した規約を定めていること。	①全ての住民で組織することを明らかにしていること。	(1)エ	
	1) 自主性の尊重と対等の原則	②地域自治組織の取組に参加しない住民や団体に対して、不利益な取扱いをしないこと。	(1)オ
		③取組みへの参加者は、所属団体や団体の規模などにかかわらず、同じ権利と責務を持つこと。	(1)オ
	2) 民主性の原則	④意思決定にあたっては、十分に話し合うことを基本としていること。	(1)オ
		⑤住民のだれもが、組織の意思決定に関する情報を得、又は意思決定に参加できること。	(1)オ・カ・キ
	3) 地域資源尊重の原則	⑥地域の多様な住民や団体（地域団体、NPO、事業者等）の力を活かして運営する体制となっていること。	(1)エ・オ
	4) 補完性の原則	⑦地域の将来像の実現に向けて、地域住民が、地域課題の解決に取り組む組織であること。	(1)イ (4)
5) 情報共有・参画・協働の原則	⑧組織の運営や活動に関する情報を公開すること。	(1)オ・カ	
	⑨多様な分野、世代、地区の住民や団体が、組織の運営や活動に参画していること。	(1)エ・オ	



豊中市地域自治推進条例 各条文の説明

平成 24 年(2012 年)11 月 1 日改訂

豊中市市民協働部コミュニティ政策室
〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚 3 丁目 1 番 1 号
電話 06-6858-2727 ファクス 06-4865-2058
電子メール community@city.toyonaka.osaka.jp
ホームページ <http://www.city.toyonaka.osaka.jp/>